学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「公益通報者保護法」(平成16年法律第122号。以下「法」という。) に基づき、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)における公益通報者の保護、 公益通報の処理その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「公益通報」とは、本法人の職員(労働者派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本法人又は本法人の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等を行う権限を有する行政機関(法第2条第4項に規定する行政機関をいう。)、又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要と認められる者に通報することをいう。
- 2 この規程において、「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。
- 3 この規程において、「通報対象事実」とは、法第2条第3項各号のいずれかに規定する犯罪行為等の事実をいう。

第2章 通報処理体制等

(通報窓口)

第3条 本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、監査室に通報 窓口を置き、監査室の職員をもってその任に充てる。

(公益通報及び相談の方法)

- 第4条 職員が通報窓口に公益通報又は公益通報に関する相談をするときは、書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。
- 2 前項の場合において、公益通報は、氏名、所属及び連絡先を明らかにし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由又は思料する理由を示して行うものとする。

(禁止事項等)

第5条 職員は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他虚偽、 誹謗中傷等の不正の目的をもって通報又は相談を行ってはならない。また、他人の正当な 利益又は公共の利益を害することがないよう努めなければならない。

(通報の受付)

- 第6条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、理事長に報告するとともに、速やか に当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。
- 2 通報窓口の職員以外の者が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は 当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するよう助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第7条 理事長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該公益通報について必要な措置の 検討を行い、公益通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実に係る調査(以下「調査」 という。)を実施するか否か等、検討の結果を公益通報者に通知するものとする。この場合 において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

(調査の実施)

- 第8条 調査は、本法人の役員又は職員の中から、理事長が通報対象事実の内容等に応じて 適当と認める者を指名して行わせるものとする。
- 2 調査は、調査対象部署及び調査対象者(以下「調査対象部署等」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施に必要な行為を求めることにより実施する。
- 3 調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないよう調査の方法等に配慮するとと もに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

(調査への協力義務)

- 第9条 調査対象部署等は、調査が円滑に実施できるよう、調査を実施する者に積極的に協力しなければならない。
- 2 調査対象部署等は、調査の実施に必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(是正措置等)

- 第10条 理事長は、調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は調査対象部署の長若しくは調査対象者に対し是正措置等を講ずることを命ずるものとする。
- 2 調査対象部署の長又は調査対象者は、前項の規定により命じられた是正措置等を講ずる とともに、是正措置等の内容、是正結果等を理事長に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

- 第11条 理事長は、調査の結果並びに是正措置等の内容及び結果について、遅滞なく公益通報者に通知するとともに、必要に応じて関係行政機関に報告するものとする。
- 2 前項の規定により公益通報者に通知するときは、公益通報の被通報者、調査協力者等の

名誉、プライバシー等を侵害することがないよう配慮しなければならない。

(情報の秘匿)

第12条 この規程に定める業務に携わる者及び携わった者は、公益通報者、調査協力者等の 関係者個人を特定する情報その他の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第13条 この規程に定める業務に携わる者及び公益通報の被通報者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

第3章 公益通報者の保護

(解雇等の不利益取扱いの禁止)

- 第14条 本法人は、法第3条各号に掲げる公益通報又は公益通報に関する相談(本条において「公益通報等」という。)をしたことを理由として、当該公益通報又は公益通報に関する相談をした者(本条において「公益通報者等」という。)に対し、解雇(公益通報者が労働者派遣契約に基づき本法人の業務に従事する者にあっては、当該契約の解除)を行ってはならない。
- 2 本法人は、公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等に対して、降格、減給又は労働者派遣事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本法人の役員及び職員は、公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等に対し不 利益な取扱いをしてはならない。

第4章 その他

(通報処理体制等の周知)

第15条 理事長は、通報窓口、公益通報の方法その他必要な事項を職員に周知させるものと する。

(準用)

第16条 匿名の通報及び公益通報に関する相談については、公益通報に準じて取り扱うことがある。また、職員以外の者からの通報及び本法人の諸規程に違反する事実の通報については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(適用除外)

第17条 公益通報及び公益通報に関する相談のうち、「日本医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為に関する規程」及び「日本獣医生命科学大学における研究活動及び公的研究費の使用に係る公正性確保に関する規程」に規定する不正行為に係るものの処理については、当該各規程の定める限度において、この規程を適用しない。

(事務の処理)

第18条 この規程に関する事務は、監査室が行う。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決による。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。